

第二回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題

(10月15日版)

1.

レッド・ファーマシューティカル社(以下、「レッド社」という)は、ネゴランド国の薬品製造・販売業者である。ネゴランド国は人口約3億人の発展途上国である。同国の国民総所得(GNI)は、1990年には約1500億ドルであったが、2002年には約3000億ドルに到達しており、近年目覚ましい経済成長を遂げている。かつては農業や鉱業が産業の中心であったが、現在では各種工業やサービス業も発展してきた。都市部を中心に、国民の生活水準も著しく向上しており、主要都市での生活は先進国並といってよい。但し、一部地域では上下水道の整備が未完成である等、山間部を中心に依然として生活水準が低い地域もある。レッド・ファーマシューティカル社は1960年に、現社長の父ファン・レッド・タケディアが設立した。ファンは、ネゴランド国で有名な資産家の一族であり、ネゴランド大学で薬学を専攻した後に米国に留学し、博士号を取得。米国の製薬会社で5年間働いた後ネゴランド国に戻り、一族の支援を得てレッド社を立ち上げた。レッド社の概要は以下のとおりである。

[レッド・ファーマシューティカル社]

欧文名 Red Pharmaceuticals Co.,Ltd.

設立 1960年9月

資本金 500億ネゴ(日本円で50億円相当)(非公開)

従業員 150名

子会社 レッド・ファーマシー(100%子会社、資本金10億円相当)

業況(連結)	売上高	当期利益
2000年	100億円	6000万円
2001年	180億円	3000万円
2002年	200億円	7000万円

(金額は日本円相当額)

2.

レッド社は、製薬会社としては比較的小規模であるが、得意分野を絞り、高度な研究能力で世界的にも知られている。特に、ファン自身が研究の対象としていた抗がん剤の領域では幾つかの主力製品を有しており、安定した売上を見せている。全社員の5割が研究者であり、研究費も売上高の15%を充てる等、研究開発に力を入れてきた。また、遺伝子技術を利用した医薬品製造には早くから注目して研究を進めており、最近では特に遺伝子組換えヒト成長ホルモン製剤の開発に注力している。1999年に社長が交代し、ファンの子供のアレックスが社長に就任した。アレックスは1985年から1989年にかけて日本のさくら大学に留学した後、2年ほど日本の製薬メーカーで研修を積んだ。アレックスは、ネゴランド国の経済成長の波に乗ってレッド社を更に発展させるためには、従来の医薬品研究開発だけでは不十分であり、新たに医薬品等の小売にも注力する必要があると考えていた。社長就任後の2001年に、当時経営不振に陥っていた大手雑貨チェーンを

10億円で買収し、100%子会社とした。このチェーンはレッド・ファーマシーと名付けられた。レッド・ファーマシーは日本ではやりのドラッグ・ストアを模した小売チェーンとして再編され、レッド社の医薬品のほか、各種雑貨を販売している。

レッド社本体の売上はここ3年の間、あまり変化していない。2001年度はレッド・ファーマシー買収に伴い連結ベースでの利益が大きく減少したが、2002年度は後述のインフルエンザ治療薬の販売によりレッド・ファーマシーの収益は改善した。

3.

ブルー・テクノロジー社は、アービトリア国の化学・薬品製造業者である。アービトリア国は人口5000万人の先進国で、同国の国民総所得(GNI)は約7000億ドルである。アービトリア国は工業、サービス業が盛んで、最近では同国企業によるバイオテクノロジー等の先進分野での知的財産権取得を国家的に支援している。アービトリア国はここ5年間深刻な不況に見舞われており、同国の株式市場はこの3年間に平均で30%近くも下落した。ブルー社は、1915年に国営の化成品製造業者として設立されたが、1930年代にアービトリア国で進んだ国営企業民営化の流れの中で民営化され、1935年に同国の証券取引所に上場している。当初は塩ビ・ソーダ、合成樹脂事業が中心であったが、1970年代から多角化し、合成繊維、電子材料、食品・医薬品事業にも進出している。最近では、経口タイプで即効性を有するインフルエンザ治療薬を開発して注目されたほか、養毛剤、ダイエット食品でもヒット商品を産み出している。ブルー社が証券取引所に提出した有価証券報告書によると、同社の概要は以下のとおりである。

[ブルー・テクノロジー社]

欧文名 Blue Technology, Inc.

設立 1915年

資本金 30億アープ(日本円で300億円相当)

従業員 3000人

事業所・工場 アービトリア国内に6ヶ所の事業所、及び、インフルエンザ治療薬の工場を有するほか、米国、オーストラリア、マレーシアに計10ヶ所の研究所と工場、日本に事業所を有する。

子会社 ブラック・プラスチック(オーストラリア。オーストラリアのオール・ブラック・テクノ社との合併。出資割合は40%)

業況(連結)

	売上高	当期利益
2000年	3000億円	100億円
2001年	2500億円	85億円
2002年	2300億円	45億円

セグメント別売上高内訳

	塩ビ・ソーダ	合成繊維・電子材料	食品・医薬品
2000年	1500億円	500億円	1000億円

2001年	1000億円	400億円	1100億円
2002年	900億円	300億円	1100億円

(金額は日本円相当額)

4 .

ブルー社は、従来から研究開発にも力を入れてきており、年間100件程度は特許登録をしている。同社の研究開発費は売上高の約5～7%程度である。1990年代後半からはバイオテクノロジーの食品・医薬品への活用に注力している。このうち、食品分野では遺伝子組換え大豆等の開発・製造により相当の成果を収めている。医薬品分野では、遺伝子組換えヒト成長ホルモン製剤の可能性に注目しているが、研究者や研究施設等の観点から自社単独での研究開発は困難であり、適当な合弁パートナーを探していた。

ここ最近ではアービトリア国の不景気のおりを受けて、業績は低調である。特に、塩ビ・ソーダ部門はかねてから収益性が悪化しているのに加え、売上も著しく減少しているが、食品・医薬品部門が堅調であり、ブルー社の業績を支えるかたちとなっている。

5 .

2001年夏、レッド社のアレックスは東京で開催されたさくら大学の同窓会に久しぶりに出席し、そこでさくら大学時代にバレーボール部で一緒だったデイル・オーエンに会った。アレックスはデイルが母国であるアービトリア国に戻ったと聞いていたが、暫く音信不通となっていた。同窓会で話していたところ、デイルが現在、ブルー社の社長であることが明らかとなった。二人は、両社の協力の可能性について話すようになった。レッド社とブルー社はいずれも遺伝子組換えヒト成長ホルモンの研究開発に携わっていることが明らかとなったが、レッド社は優秀な研究スタッフと従来の研究の蓄積があるが資金に限界があり、他方、ブルー社にはこの分野での十分な研究スタッフと蓄積がなかった。両社とも、遺伝子組換え部門に力を入れたいと思っていながら、これという成果を挙げられていないが、両社が協力すればお互いの短所を補完できるという点でアレックスとデイルの意見は一致した。また、ブルー社の人気商品である養毛剤とダイエット食品は世界的にも品薄でネゴランド国では殆ど手に入らないが、これをレッド社系列のドラッグ・ストアであるレッド・ファーマシーに置くことができれば、レッド・ファーマシーの売上増に繋がるとアレックスは考えた。他方、ブルー社は、経済成長が著しく、潜在的な市場規模も大きなネゴランド国への進出を検討していたところであり、レッド社の販売ネットワークを通じて自社製品を販売できれば、ネゴランド国での市場開拓が容易となるというのがデイルの考えであった。同じバレー部に属していたということもあって、二人の話はとんとん拍子に進んだ。レッド社、ブルー社とも、トップの意向が強く反映される会社であったこともあり、2002年3月、両社は概要次のような提携関係を結んだ。

レッド社とブルー社は遺伝子組換えヒト成長ホルモン製剤の研究開発と開発された新薬の販売や知的財産権管理のための合弁会社をネゴランド国に設立する。

ブルー社はレッド社に対して自社製品を安定的に供給することとし、レッド社はブルー社の製品のネゴランド国内での販売に努力する。

提携契約の主要部分は別紙1のとおりである(別紙に現れている部分以外には本件におい

て考慮する必要のある記載はない)。

6 .

2002年12月、提携契約に基づいてネゴランド国に両社の合弁会社イエロー社が設立された。イエロー社の資本金は10億円で、レッド社が30%、ブルー社が70%を出資している。従業員、特に、研究者の大部分はレッド社の遺伝子組換え技術部門からの出向者であり、遺伝子組換えヒト成長ホルモン製剤についてのレッド社の従来の研究を引き継ぐかたちで研究開発が継続された。研究施設は、レッド社の設備の一部を使用するかたちでスタートすることとなった(後年、イエロー社は自社保有施設を取得した)。レッド社単体では遺伝子組換えヒト成長ホルモン製剤のための研究費は年間5億円がせいぜいであったが、イエロー社に移行した後は、ブルー社からイエロー社宛ての潤沢な融資もあり、年間40億円規模での研究が可能となった。

他方、2002年9月からレッド・ファーマシーでのブルー社製品の販売も開始された。レッド・ファーマシーでのブルー社製品の販売は、レッド社がブルー社から輸入し、それをレッド・ファーマシー社に転売するというかたちで行われている。養毛剤とダイエット食品は予想通り飛ぶように売れた。また、2002年末から2003年はじめにかけてネゴランド国でインフルエンザが大流行したため、レッド社が窓口となってブルー社のインフルエンザ治療薬を輸入したところ、その高い効能から爆発的に売れ、2002年12月から2003年2月の3ヶ月間だけで35億円の売上があった。レッド・ファーマシーは2002年度の上半期は3000万円の赤字であったが、インフルエンザ治療薬の爆発的な売上に引きずられるかたちで、他の商品の売上も大幅に改善し、結局、2002年度の下半期では6000万円の利益をあげることに成功した。レッド・ファーマシーの2002年度の下半期の売上の内訳は、一般小売が7割、インフルエンザ治療薬が3割程度であった。

7 .

2003年の冬には再びネゴランド国でインフルエンザが大流行することが予測されたため、2003年8月にレッド社の副社長と医薬品部長がブルー社を訪問し、対応について打合せを行った。その場でレッド社からは、ネゴランド国の専門家の予測によれば今年にはX型のインフルエンザが昨年と同じ程度に流行の可能性があること、従って、レッド社としてはブルー社に対して昨年度と同じく35億円相当のインフルエンザ治療薬を発注しようと考えていることが伝えられた。ブルー社からは、ブルー社としてはレッド社からの注文に対応できるよう万全の体制を整えるつもりであることが伝えられ、流行状況の予測や具体的な対応について、今後も緊密な連絡をとっていくことが合意された。

8 .

2003年10月、ネゴランド国の厚生省は、今年のインフルエンザはX型が流行すると思われるが、X型は感染力が高くないため、昨年の半分程度の流行でおさまるのではないかと、との予測を公表した。この予測もあり、2003年10月、レッド社の医薬品部長がブルー社を訪問し、そこでレッド社とブルー社との間で、X型のインフルエンザ治療薬1

0万ケース、計20億円相当の売買契約が締結された（ブルー社とレッド社との間の売買契約における1ケースの価格は本問題の期間中、常に2万円であるとする）。契約によれば、治療薬は11月末に納品されることとなっていた。契約書の主要部分は別紙2のとおりである（別紙に現れている部分以外には本件において考慮する必要のある記載はない）。この後、2003年10月末になって、厚生省からインフルエンザの流行状況予測について、最新の研究によると今年はX型の新型の流行が予測されているが、新型の感染力は従来のX型の2倍程度強力であり、新X型の大流行が予測されるとのことであった。このため、レッド社の担当者は別紙3の内容のFAXをブルー社に送った。これに対し、ブルー社からは別紙4の返答がなされた。

9.

2003年11月10日頃から、アービトリア国で11月上旬の異常気象ともいえる大寒波を契機に、インフルエンザ新X型の流行が始まった。最近アービトリア国ではインフルエンザが流行したことがなかったため、多くの国民が無防備であり、あっという間に大流行となった。当時アービトリア国内で販売されていた有効なインフルエンザ治療薬はブルー社のものだけであり、ブルー社に対してインフルエンザ治療薬の注文が殺到した。あっという間に死者が1000人を超えたこともあり、アービトリア国の政府からは、ブルー社に対して、全力を挙げて国内への治療薬供給に対応するようとの指導がなされた。ブルー社は工場をフル稼働させて対応したが、15日頃には現在の生産能力では、全ての在庫と増産分を充てても総生産量は40万ケースが限界であり、最低でも35万ケースが見込まれる国内の需要とレッド社からの注文の双方を満たすのは困難であることが判明した。このため、ブルー社では従来別の治療薬を製造していた工場を急遽インフルエンザ治療薬用に改造することによって更なる増産が可能かどうかを検討する等、対応を協議するとともに、11月16日にレッド社に対して、別紙5のFAXを送り、状況を伝えた。同じ頃、ネゴランド国でも大流行が確実に見込まれることとなっていたため、11月17日にレッド社からはブルー社に対して別添6のFAXを送り、既に契約している10万ケースの確実な履行を求めるのに加え、15万ケースの追加注文を行った。

この間、ブルー社では、社長のデイル自らがアービトリア政府当局に対し、レッド社への製品の供給に対する理解を得るよう努力したが、当局からは国内需要に備えることを第一と考えるよう強い指導がなされたこと（指導は法令に基づくものではないが、この指導に従わなかった場合には、ブルー社が政府に申請している100億円の研究助成を承認しない可能性が高いということが暗に伝えられた。この研究助成はブルー社の今後の事業展開にとって極めて重要なものであった。）また、アービトリア国では近年このような大流行を経験しておらず、幾らの需要が生じるかが予測し切れなかったことから、ブルー社では緊急事態におけるやむを得ない措置としてレッド社の理解を求めるよう努力することとし、レッド社注文分として製造していたものも含めて全てを国内需要に振り向けることとした。結局、レッド社からの再三の要求にもかかわらず、ブルー社は11月末に納品することはできず、漸く12月末になって10万ケースの治療薬が納品可能となった。ブルー社がレッド社に対して別紙7のFAXで10万ケースの治療薬を納品すべきかどうか尋ねたところ、レッド社は別紙8のFAXで納品するよう指示した。

結局、ブルー社製品が供給されなかった間に競合他社が効能は劣るが値段は同程度の競合製品を売り込んでいたこともあり、レッド社のシェアは大幅に低下し、結局 2 万 5 千ケースが売れ残る結果となってしまった。信頼できる調査会社のレポートによれば、2002 年度（2002 年 4 月から 2003 年 3 月まで）と 2003 年度（2003 年 4 月から 2004 年 3 月まで）のネゴランド国におけるインフルエンザ治療薬の売上状況は以下のとおりである。

	レッド社（ブルー社製品）	他社
2002 年度	38 億円	12 億円
2003 年度	15 億円	60 億円

10 .

レッド社はブルー社に対し、契約通りの履行がなされなかったことによる損害の賠償を求めた。レッド社の主張は概要以下のとおりである（なお、ここではレッド社とレッド・ファーマシー社の法人格が異なることを考慮する必要はなく、全ての利益や損失がレッド社に帰属するものとする）。

レッド社とブルー社の間には合計で 25 万ケースの売買契約が成立した。

ブルー社が契約に従い 25 万ケースを 11 月末に納品していたならば、レッド社は 50 億円の売上があったはずであるが、実際には 15 億円しか売れなかった。

売上 1 億円あたり 100 万円の利益があがるので（この点については争いが無い。単純化のため、本問題での売上、利益の計算にあたっては、ブルー社とレッド社の 1 ケースあたり売買価格（2 万円である）に売上ケース数を乗じたものが売上高となるものとし、売上 1 億円（5000 ケース）で 100 万円の利益があがるものと考えること。レッド社やレッド・ファーマシーの販売管理費、広告費等を別途考慮する必要はなく、レッド社 レッド・ファーマシー 消費者という流通の過程での価格の変化は考慮する必要はない）レッド社はブルー社の債務不履行により 3500 万円の利益を失った。

更に、2 万 5 千ケース売れ残っているが、これは既に使用期限を過ぎてしまい、廃棄せざるを得ない。売れ残りという事態はブルー社の債務不履行により生じたものであるので、その損害である 5 億円はブルー社が負担すべきものである。

以上より、合計で 5 億 3500 万円を賠償せよ。

これに対し、ブルー社は、概ね次のように主張している。

契約が成立しているのは 10 万ケースについてだけである。10 月 30 日付の FAX と 11 月 5 日付の FAX によっては何らの契約も成立していない。

10 万ケースについても、今回の事態は予想を越えた非常事態によるものであり、また、アービトリア国からの指導に基づいたものであったため、ブルー社が 11 月末に納品できなかったのはやむを得ず、ブルー社に法的責任はない。

仮に 10 万ケースの履行についてブルー社が何らかの法的責任を負うとしても、それはせいぜい 2 万 5 千ケースが売れなかったことによる損害としての 500 万円が限度である。

2 万 5 千ケースが売れ残ったのは、レッド社が 12 月末時点で 10 万ケースの納品を引

受けると判断した結果によるものであって、ブルー社の債務不履行とは関係がない。

11.

両社は交渉を重ねたが平行線を辿った。アレックスとデイルが直接会って打開策を検討したりもしたが、ブルー社の顧問弁護士は強気であり、安易な妥協をした場合には株主代表訴訟のリスクもあるので、仲裁により第三者の判断を仰ぐべきであると主張している。結局、アレックスとデイルは両社の信頼関係にひびが入らないことを確認したうえで、本件は純粋な法律問題として仲裁で第三者の判断を仰ぐこととし、両社の提携関係は従来どおり継続することを合意した。

<ラウンドA（仲裁）>

本件仲裁はUNCITRAL 仲裁規則に従って行われる。審理の実施に先立ち仲裁人からは、以下の3つの論点について、別途指定された日までに主張と理由を述べた準備書面を提出するようにとの指示があった。

- 1．インフルエンザ治療薬の売買に関しレッド社とブルー社間に成立しているのはどのような契約か。
- 2．ブルー社は1の売買契約を履行しなかったことについて免責されるか。
- 3．仮にブルー社が免責されないとした場合、ブルー社が賠償すべき損害額は幾らか。

審理日では、まず、レッド社側、次にブルー社側より、各15分ずつの冒頭陳述を行った上で、上記の諸点について審理を行うこととされている。なお、審理日では、各当事者は準備書面上で言及された事項や主張以外であっても言及することができる。

<ラウンドB（交渉）>

1.

結局、仲裁事件は途中で調停に移行し、双方が痛み分けとなるかたちで決着した。その後、3年が経過し、今は2007年である。イエロー社での遺伝子組換えヒト成長ホルモン製剤の研究開発は、画期的な成果と評価できるようなものはないものの、幾つかの小さな成果をあげている。そのうちの一つは、ブルー社のインフルエンザ治療薬の効果を増幅する成分の発見である。イエロー社が特許を取得し、ブルー社はそれを利用して新薬の開発に成功した。また、2005年にレッド社の業況が悪化した際にイエロー社はレッド・ファーマシー社の株式の50%を額面で取得し、レッド・ファーマシー社はイエロー社の傘下に置かれることとなった。これに伴い、レッド・ファーマシー社の経営はブルー社から派遣された管理者が担当するようになるとともに、名称もイエロー・ファーマシーと改められたが、イエロー・ファーマシー社の売上自体は順調に推移していた。

ところが、2006年に至ると、ネゴランド国とアービトリア国間で貿易摩擦が尖鋭化するようになった。

ネゴランド国とアービトリア国との間で貿易摩擦の背景は複雑である。50年前に両国が戦争を経験して両国にはそれぞれ相手国による被害を受けた者がいたこと、ネゴランド国ではアービトリア国の文化に対する排外思想が一部のメディアによって喧伝されてきたこと、人体実験や臓器売買、体外受精、クローニングなどに抵抗なく次々と新たな企業活動を開発するアービトリア国の企業に対し、保守的なネゴランド国の国民には心理的抵抗感があったことなどが挙げられている。このような事情は必ずしも新しいものではなく、レッド社とブルー社が提携関係を開始したころにも存在はしていた。

しかし、ここ2～3年の間にアービトリア国企業によるネゴランド国への自動車や鉄鋼の輸出額が著しく増加し、自動車や鉄鋼分野を中心にネゴランド国では企業倒産が続発し失業者が増加するようになった。ネゴランド国はセーフガードとして自動車や鉄鋼等の輸入を制限したが、アービトリア国はこれを非難し、両国の紛争はWTOの場に持ち込まれている。

両国政府がマスコミを動員して相手国非難を繰り返したこともあり、両国民同士の間でも対立感情が高揚してしまっている。ネゴランド国ではアービトリア国企業のボイコット運動が展開されるようになり、イエロー・ファーマシー社もアービトリア国企業の傘下にあるということで、ボイコット運動のターゲットになってしまった。この結果、イエロー・ファーマシー社の業績は悪化しており、2006年度に続き、2007年度は大赤字を計上しそうである。イエロー社に対するネゴランド国内での視線も冷たいものとなり、研究資材等のネゴランド国内での調達にも支障を来すようになってきた。イエロー社の従業員たちのモラルは低下し、早くレッド社へ帰りたいと願うものまで出てきている。こうしたこともあり、イエロー社の研究者の中には競業他者へ引き抜かれるものが続出し、イエロー社で研究開発の続行は不可能な事態となった。

ブルー社ではデイルが米国でのプロジェクトの失敗の責任をとって辞任し、後任の社長にジェミー・ミラーが就任していた。アレックスとジェミー・ミラーが会談した結果、イエロー社の清算はやむなしということになり、具体的な処理交渉が各社の担当者に指示された（ブルー社の社長はラウンドAとラウンドBでは異なることになるが、ブルー社側チ

ームの社長役はラウンドAとラウンドBで同一の者が担当することとし、社長役はラウンドAではデイル、ラウンドBではジェミーの立場に立って仲裁や交渉に臨むこと)

両社が作成した清算直前のイエロー社の財務諸表は以下のとおりである。

百万円

資産の部		負債の部	
流動資産	2,300	流動負債	3,500
(内訳)		(内訳)	
現金・預金	200	買掛金	1,000
売掛金	1,000	短期借入金	2,500
製品・仕掛品・原材料	1,000	その他	320
その他	100		
固定資産	2,320	固定負債	1,800
(内訳)		(内訳)	
不動産	1,000	長期借入金	1,800
機械・装置	800	資本の部	1,000
特許権	10	(内訳)	
投資有価証券	500	資本金	1,000
その他	10	利益剰余金	2,000
資産合計	4,620	負債・資本合計	4,620

(注) 短期借入金、長期借入金は全てブルー社からのものである。

売掛金は米国の大手製薬会社に対するものである。

製品・仕掛品・原材料の内訳は、製品 700、仕掛品 150、原材料 150 である。

投資有価証券はイエロー・ファーマシー社株式であり、取得時価格で表示されている。

2 .

まず、イエロー・ファーマシー社の株式をどのように処理するかが問題である。また、このバランスシートからわかるように、イエロー社は多額の損失を抱えており、この損失をレッド社とブルー社の間でどのように分担するかも深刻な問題である。

3 .

担当者による初回の会議が行われた。まず、イエロー社の清算に際してどのような事項について合意する必要があるかが議論された。そこでは、イエロー社の処理や損失の分担といった既述の問題のほか、約 50 名の研究者の処遇や研究成果の処理等も問題であると考えられた。

イエロー社が画期的な開発成果を挙げておらず、多額の損失を抱えて清算のやむなきに至った原因について、両社の言い分は対立した。レッド社としては、イエロー社へ派遣されていた少数のブルー社の従業員が主として管理職に付き、ネゴランド国語を習得しようともせず、高飛車な人事管理を行ったことが、レッド社からの出向者が大多数を占めるイエロー社のモラルを引き下げ、また権力を握ったブルー社からの派遣職員がネゴランド国の従業員を差別し虐げているといったレッド社からの派遣職員による内部告発記事が週刊誌に掲載されたこともあって、アンチ・アービトリア国運動のターゲットになってしまったと考えており、イエロー社の清算に伴う損失の責任はブルー社にあると主張した。

これに対してブルー社側は、市場規模の圧倒的に大きなネゴランド国への進出の足がかりとして長期的視野に立ってレッド社と提携関係を結んだが、アンチ・アービトリア国感情がこれほどまでにネゴランド国で高まり、激しい貿易摩擦に至るとは予想外であったという。現地に派遣されたブルー社の社員は、レッド社からの派遣研究者は左遷気分でやる気がなく、レッド社がもっと優秀な研究者を派遣するべきであったと主張している。また、レッド社が提供したり、手配したりした研究施設は幾分老朽化していて、最新のバイオ研究、製剤生産のためには予想をはるかに超えたコストが掛かってしまった。これらは、イエロー社設立の際の契約に違反した行為であり、イエロー社が十分な成果を挙げることができないまま清算に至った責任はレッド社にあると主張した。第一回目の会談はこの点についての議論に終始し、他の論点については未だ実質的な議論はなされていない。

4 .

清算処理を遅延させないため、既述のようなイエロー・ファーマシー社の処理や損失の負担のほか、研究者の処遇や各種資産・負債の処理等、全ての問題を一括して交渉する場を設けることが同意された。交渉は両社の社長や副社長、医薬品部長、研究開発部長、知的財産部長、法務部長といったスタッフが一同に会して日本で行われることとなっている。交渉の最後には合意事項についての合意書を作成し、両社の社長が署名することとなっている。

別紙1 ジョイントベンチャー契約書抜粋

Cross-border Joint Venture Agreement

THIS AGREEMENT made as of March 1, 2002 by and between Red Pharmaceuticals Co., Ltd., a corporation duly incorporated and existing under the laws of Negoland, having its principal place of business at....., Negoland (“Red”) and Blue Technology, Inc., a company duly incorporated and existing under the laws of Arbitria, having its principal place of business at, Arbitria (“Blue”)

witnesseth:

WHEREAS Red is engaged in the business of research and production of medicines and has a subsidiary which is engaged in the business of retail store of medicines and other convenience goods in Negoland,

WHEREAS Blue is engaged in the business of research, production and sales of chemical products, foods and medicines, and

WHEREAS Red and Blue wish to cooperate in development and production of medicines, especially medicines using genetic engineering, as well as in marketing of products of Blue in Negoland, to further the common interests of the parties,

THE PARTIES AGREE as follows:

1. Definitions

1.1 In this Agreement, a) words in singular number include the plural and in the plural include the singular unless the context otherwise requires and b) words of masculine gender include feminine, and words of feminine gender include masculine, when circumstances so require.

1.2 In this Agreement, “Technology” means any design, invention, development, improvement, process, know-how, data, formula, technical information, system and/or software relating to medicine possessed by the parties and/or any of their subsidiaries as well as Yellow and protected or capable of being protected as intellectual property.

2. Joint Venture Company

2.1 By the end of December 2002, Red and Blue shall cause incorporation and commencement of operations of a joint venture company in Negoland, to be named Yellow Co., Ltd. (“Yellow”).

2.2 The aim of Yellow is to research, develop and produce new medicines, especially medicines using genetic engineering.

2.3 Red will provide staff, Technology, equipment and facilities and Blue will provide funds necessary for Yellow to commence highly advanced research.

3. Incorporation of Yellow

3.1: The objects of Yellow are to engage in i) development and production of medicines, especially genetically modified medicines, and ii)other business relating or incidental to the foregoing.

3.2 The initial paid-in capital of Yellow shall be Yen 1,000,000,000. Red shall contribute Yen 300,000,000 and Blue shall contribute Yen 700,000,000.

3.3 Transfer of Yellow shares shall be subject to the approval of the Board of Directors of Yellow.

4. Corporate Governance of Yellow

4.1 As the organs of the company, Yellow shall have 1) Meeting of Shareholders, 2) Board of Directors, 3) Representative Director and 4) Statutory Auditor.

4.2 The number of the members of the Board of Directors shall be four. Two directors shall be nominated by Red and the remaining two by Blue.

. . .

6. Important Corporate Actions of Yellow

6.1 The following actions shall require an affirmative vote of a Meeting of the Board of Directors:

- a) Adoption and modification of annual business plans, budgets and capital expenditure budgets;
- b) Borrowing, lending or extending credit, at any one time, in excess of Yen 10,000,000;
- c) A transaction which would cause the total borrowing, lending, credits, guaranty and indemnity outstanding to exceed Yen 110,000,000;
- d) Entering into agreements to employ a person for a remuneration in excess of Yen 50,000,000 per year;
- e) Any agreement relating to intellectual property rights;
- f) Initiating or terminating litigation, arbitration or administrative proceedings;
- g) Any decision which would materially affect the scope of business of Yellow or which would materially affect the financial condition of Yellow.

6.2 The following actions shall require unanimous vote of the shareholders of Yellow:

- a) Amendment to the Articles of Incorporation;
- b) Change in the number of shares Yellow is authorized to issue;
- c) Creating different classes of shares including preferred shares;
- d) Listing and delisting of the shares of Yellow on a stock exchange;
- e) Sale, transfer or disposal of a material part of the business or assets of Yellow;

f) Dissolution or liquidation of Yellow.

. . .

8. Transfer of Shares

8.1 Either Red or Blue may sell all of its shares in Yellow (and only all of its shares) to the other party. The offer shall be in writing and shall set forth the price. The offeree shall have an exclusive option for a period of 45 days to buy the shares at a price not lower than the offered price.

8.2 In the event the offeree fails to exercise its option within the applicable period above, and only in that event, the offeror shall be free to sell all the offered shares to a third party at a price not lower than the price earlier offered to the other party. If sale does not take place within forty days following the expiration of the abovementioned applicable period, the offeror shall forgo the sale or this Agreement shall terminate.

8.3 In the event of the sale of shares by either party, Yellow shall change the name of the company to reflect the change in ownership.

8.4 Neither party may pledge any shares of Yellow without the prior written approval of the other party.

9. Business Plan and Budget

9.1 The Representative Director each year shall submit to the Board of Directors detailed reports of the business activities and financial conditions of the company and shall also submit for approval a business plan and budget for the following year. If the parties fail to agree on the business plan and budget for the following year, the dissatisfied party may propose purchase of that party's entire share by the other. Unless the offeree promptly responds favorably, the process provided for dealing with deadlock shall be followed as expeditiously as possible depending on the urgency of the matter.

. . .

11. Deadlock

11.1 If a decision is not made at a Meeting of Shareholders or by the Board of Directors because of a tie vote, the representatives named thereat, possibly including an outside director, shall seek to find a way of resolving the relevant issues. If they are not successful after three business days, the matter shall be referred to a meeting of the top managements of the parties. If the meeting of the top managements fails to resolve the deadlock expeditiously, this Agreement shall at that point terminate.

. . .

14. Marketing

14.1 Red shall cooperate to promote the sale of products of Blue in Negoland.

14.2 Red shall cause its subsidiary, Red Pharmacy, to sell some products of Blue in its stores and to exert its best effort to increase the sale of those products in Negoland.

14.3 Blue shall give orders by Red first priority and shall exercise its best efforts to meet the requirements of Red.

14.4 The products to be handled by Red Pharmacy shall be decided by mutual agreement by Red and Blue, but shall include hair tonic and diet foods.

. . .

15. Technology

15.1 Red and Blue mutually shall fully disclose all Technology which may be necessary for research and development by Yellow.

15.2 Unless otherwise provided in the ancillary agreement on intellectual property, any Technology developed by Yellow shall be freely used by the parties

16. Confidentiality

16.1 Each party shall keep in confidence and shall bind all the employees of Red, Blue and Yellow to keep in confidence all Technology disclosed to it other than information

- a) which is generally available to the public at the time of disclosure;
- b) which has become generally available to the public through no fault of the receiving party;
- c) which the receiving party can show was in its possession before the disclosure; or
- d) which the receiving party can show was received from any person without an obligation of confidentiality.

17. Force Majeure

17.1 In the event of any failure or delay in the performance of this Agreement due to war, civil commotion, labor dispute, fire, natural disaster, or any other cause whatsoever beyond the reasonable control of a party so affected, said party shall not be liable for such failure or delay, or results thereof. Upon the occurrence of any of the above events, the party affected by such event shall, without delay, notify in writing the other party of the same, and the parties hereto shall meet and discuss appropriate or necessary steps or actions to be taken to cope with the situation.

18. Assignment

18.1 Attempted assignment of any right or obligation under this Agreement without prior written approval of the parties shall be void.

19. Termination of the Agreement

19.1 This Agreement shall terminate when:

- a) Sale of shares has failed and the offeror chooses to terminate;
- b) Failure to agree on the business plan and budget has occurred and the effort to resolve deadlock has not been successful;
- c) Material breach of this Agreement is not cured within 30 days and the party not in breach chooses to terminate;
- d) Red and Blue agree on termination;
- e) Material change in the ownership or control of either of the parties occurs;
- e) Liquidation of Red or Blue voluntarily or otherwise; insolvency or bankruptcy of Red or Blue; or
- f) Any resolution of the Meeting of Shareholders requiring termination.

20. Settlement of Disputes and Governing Norms

20.1 Any dispute, controversy or difference which may arise between the parties out of or in relation to or in connection with this Agreement or for the breach thereof shall be amicably settled by consultation among the parties.

20.2 All such disputes, controversies and differences, if not settled amicably, shall be finally settled by arbitration to be held at Tokyo under UNCITRAL Arbitration Rules by two arbitrators.

20.3 In resolving disputes, the arbitrators shall take into consideration the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts and shall apply rules of reason that the arbitrators find applicable.

21. Miscellaneous

21.1 This Agreement does not limit either party from independently engaging in activities involving the same subject matter as the present joint venture.

. . .

IN WITNESS WHEREOF,

Red Pharmaceuticals Co., Ltd.
By:

Blue Technology, Inc.
By:

別紙 2 (売買契約書抜粋)

CONTRACT

THIS CONTRACT is made as of the 10th day of October, 2003 by and between Red Co., Ltd., a corporation duly incorporated and existing under the laws of Negoland, having its principal place of business at....., Negoland (“BUYER”) and Blue Technology, Inc., a company duly incorporated and existing under the laws of Arbitria having its principal place of business at, Arbitria (“SELLER”)

TNE BUYER AND SELLER AGREE AS FOLLOWS:

1. The SELLER shall sell and deliver to the BUYER, and the BUYER shall purchase from the SELLER the medicine for influenza produced by the SELLER as more fully described in Exhibit A, which is attached hereto and made an integral part hereof (the “Medicine”).
2. The SELLER shall deliver 100,000 cases of the Medicine on CIF port of Discour, Negoland, by 30 November, 2003.
3. The price of the Medicine shall be Yen 2,000,000,000. The Buyer shall pay the Seller the price of the Medicine by way of remittance to the bank account designated by the Seller.

. . .

7. Neither the SELLER nor the BUYER shall be held responsible or deemed in default for any failure or delay in performance of this Contract due to cause or causes beyond the responsible control of such party, including, but not limited to, acts of God or the public enemy, strikes, labor disturbances, or compliance with any national or local law or regulation.

. . .

10. This Contract shall not be assigned by either party without prior written approval of the other party.

11. (a) All disputes, controversies and differences, which may arise between the parties hereto out of or in relation to or in connection with this Contract, shall be finally settled by arbitration to be held at Tokyo under UNCITRAL Arbitration Rules by two arbitrators.

(b) In resolving disputes, the arbitrators shall take into consideration the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts and apply rules of reason that the

arbitrators find applicable.

IN WITNESS WHEREOF,

Red Pharmaceuticals Co., Ltd

By:

Head of Medical Products Dept.

Blue Technology, Inc.

By:

Head of Medical Products Dept.

別紙3

2003年10月30日

ブルー社
医薬品部長殿

レッド社
医薬品部長

前略

先日、我が国の厚生省の予測に基づき、インフルエンザ治療薬10万ケース(単価2万円)を発注致しましたが、本日厚生省が新しい予測を発表しました。それによると、今年はX型と基本的に同型ではあるが感染力が2倍程度強い新X型の大流行が予測されるということです。新X型にもX型用の治療薬が同じように効くことは確認されていますが、感染力が強いことから、治療薬を大幅に追加注文する必要があります。当社では引き続き情報を収集し、貴社と緊密な連絡を保っていきますが、現時点ではあと15万ケースの追加注文を行いたいと考えています。納期については別途ご連絡致しますので、宜しく御願致します。

草々

別紙4

2003年11月5日

レッド社
医薬品部長殿

ブルー社
医薬品部長

前略

2003年10月30日付のFAXに関しお返事申し上げます。
貴国の厚生省の発表については当社でも情報を入手していました。当社の担当部署の予測も貴国の厚生省の発表と一致しており、新X型の流行が見込まれるとのこと。既に当社では治療薬の増産を開始しており、合計30万ケースくらいまでであれば、貴社からの注文には十分に応じることができる体制を整えていますのでご安心ください。ご連絡をお待ちしています。

草々

別紙5

2003年11月16日

レッド社
医薬品部長殿

ブルー社
医薬品部長

前略

既にお聞き及びかと存じますが、我が国では新X型インフルエンザが突如大流行しております。このため、我が国内での当社治療薬への需要が急増しています。当社では現在全力を挙げて増産に努めていますが、現在の我が国の状況を見ますと、国内需要と貴社からの注文の双方を満たすことは困難になっているといわざるを得ません。現在当社では、海外工場の転用を含めたあらゆる可能な対応策を検討しておりますが、我が国当局から国内需要への優先的な対応を指示されていることもあり、11月末に予定されている貴社宛の納品が遅れざるを得ないことも予想されます。大変申し訳ありませんが、我が国の置かれた非常事態にご理解を頂けますよう御願ひ申し上げます。

状況については逐一御報告申し上げます。

草々

別紙 6

2003年11月17日

ブルー社
医薬品部長殿

レッド社
医薬品部長

前略

11月16日付けのFAXを拝見しました。貴国でのインフルエンザの大流行につきましては心を痛めております。一刻も早く沈静化することを祈念致しております。

とはいえ、我が国でも大流行が確実と見込まれており、先日の10万ケースの注文は確実に履行して頂く必要があります。貴国の状況は理解いたしますが、納期の変更を含む契約の変更に応じることはできません。

また、当社の理解によれば、10月30日付けのFAXにより、当社はあと15万ケースの追加注文を行っており、それについては貴社も11月5日付けのFAXにより承諾されています。

合わせて25万ケースを11月末日までに納品して頂くようお願いいたします。

草々

別紙7

2003年12月15日

レッド社
医薬品部長殿

ブルー社
医薬品部長

前略

インフルエンザ治療薬の納品が遅延しており大変御迷惑をお掛けしております。海外工場での増産が漸く可能になり、12月末には10万ケースを納品できることとなりましたことをお伝え致します。

草々

別紙 8

2003年12月17日

ブルー社
医薬品部長殿

レッド社
医薬品部長

前略

12月15日付のFAXを拝見しました。一刻も早く納品して下さるようお願いいたします。なお、15万ケースの追加注文は市場環境が変化したため、キャンセルいたします。今回の事態に関して当社が被る全ての損害に関しては、当社は貴社に対して補償を請求せざるを得ないと考えており、今回の納品によっても、当社は一切の法的権利を放棄する意思はないことをお伝え致します。

草々